登別市高齢者安全運転支援装置設置モニター事業

【利用申込書】

令和　　　年　　　月　　　日

　登別市長　　　　　　　　　様

申請者　住　　所　登別市　　　　町　　　　丁目　　　番地

氏　　名

（自署）

生年月日　昭和　　　年　　　月　　　日

電話番号

　登別市高齢者安全運転支援装置設置モニター事業補助金の利用について、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 安全運転支援装置の名称 |  |
| 障害物検知機能（センサー）の有無 | 有り　・　無し |
| 安全運転支援装置の販売及び設置業者名 |  |

（市職員が記入します）

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

（裏面）

登別市高齢者安全運転支援装置設置モニター事業補助金交付要綱第３条（抜粋）

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和４年８月１日以降に安全運転支援装置を設置した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）登別市高齢者安全運転支援装置設置モニター事業補助金利用申込要領の定めるところにより予約の抽選に当選した者であること。

（２）補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する会計年度に満６５歳以上となる者であること。

（３）申請日において、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による住民基本台帳に記録されている者であること。

（４）都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者であること。

（５）自動車税及び市税等を滞納していないこと。

（６）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２６年登別市条例第２２号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（７）安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。

（８）安全運転支援装置を設置した自動車の自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

（９）転売を目的として安全運転支援装置を設置していないこと。

（１０）安全運転支援装置を設置した自動車を１年以上自らの使用に供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

　　ア　天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。

　　イ　補助対象者が病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき又は運転免許証を返納したとき。

　　ウ　その他市長が認めたとき。

（１１）安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

（１２）安全運転支援装置設置後１年以内に２回実施（初回は第７条の交付請求時に、２回目は安全運転支援装置設置後１０カ月を目安とする。）する市指定のアンケート調査に回答すること。

（１３）安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。